

令和6年度予算編成方針

米原市長 平尾道雄

1 社会経済情勢および国の動向

内閣府の月例経済報告（令和5年9月）によると、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、「時代の転換点」とも言える構造的な変化と課題に直面する中、構造的賃上げの実現と人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組、少子化対策・こども政策の抜本強化、GX、DX等の加速、包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組を加速させ、新時代にふさわしい経済社会の創造を目指すとされている。令和6年度予算編成に向けた考え方としては、「骨太方針2023、骨太方針2022 および骨太方針2021」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。」とされており、こうした国の動向について、注視していく必要がある。

2 県の動向

県の令和6年度に向けた施策構築の方向性としては、基本構想実施計画（第2期）に掲げた政策を着実に推進するため、世界とのつながりを広げることや、GX・DXの可能性をより一層追求するという視点を持ち、世界と滋賀の未来を見据えた新たな一步を踏み出す施策を検討するとされている。また、引き続き、子どもの意見や思い、視点を尊重し、これらを施策に反映させるとともに、ひとりの主体である子ども、社会の一員である子ども、未来の希望である子どもを真ん中においた施策を検討するとされており、これらの基本的な考え方を踏まえ、「①子ども・子ども・子ども」、「②ひとづくり」、「③安全・安心の社会基盤と健康づくり」、「④持続可能な社会・経済づくり」、「⑤自然環境や生物多様性の保全・再生」の5つの柱を中心に施策構築が進められる。さらに、上記の柱に加えて、ここ数年間で取組が広がる以下の重点テーマを設定し、集中的に取り組まれる。

①県北部地域の振興

②大阪・関西万博やわたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催への着実な取組の推進とレガシーの創出

また、令和6年度当初予算編成における基本的な考え方として、前述の内容のほか、収支改善の取組、業務の見直し・効率化、事業見直しによる財源のシフトといった「財政健全化の推進」が

掲げられている。こういった県の予算編成の動向に留意し、施策内容の確認および財源確保に取り組んでいく必要がある。

3 本市の財政状況と直面する行政課題

令和4年度決算について、臨時財政対策債の減少や普通交付税の減少などにより、経常一般財源(臨時財政対策債含む。)は、対前年度5億 1,800 万円の減少となった。また、経常経費充当一般財源は、前年度までに積み立てた米原ガンバレ！ふるさと応援寄付基金繰入金の経常的経費に対する充当額が増加したことにより減少し、対前年度2億 7,600 万円の減少となった。経常一般財源は大幅に減少したものの、経常経費に充当した一般財源も減少したため、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 88.2%となり、令和3年度と比べて 1.3 ポイントの増加に留まった。しかし、大型投資事業に係る市債償還額の増加による公債費の増加などに伴い、経常収支比率は今後悪化していくことが見込まれ、財政の硬直化が進む中で行政運営は避けられない状況となっている。

また、人口の減少により、市税を中心とした歳入の減少等の影響のほか、地域レベルでも、自治会機能をはじめとする地域コミュニティの弱体化、地域のつながりの希薄化、防災活動や防犯・交通安全活動の弱体化といったことが懸念されている。本市では、誰もが安心して子どもを産み育てるという望みを持ち、叶えることができる環境をしっかりと整えるとともに、まちの魅力と価値を高め、市民の米原への愛着を育て、市外から人を呼び込んでいけるよう、各種取組を進めているところであるが、効果が表れるには期間を要すると考えられることから、同時に、将来人口を見据えた持続可能な地域づくり、持続可能な行政運営の構築を進めていくことも必要である。

さらに、施設の老朽化に伴う大規模改修、公共施設等総合管理計画に基づく施設の最適化、一部事務組合における施設整備に係る経費負担、伊吹山の復旧と保全再生などの喫緊の課題に適切に対応しつつ、DX推進による市民サービスの充実や業務の効率化、脱炭素地域づくりといったことも着実に進め、次世代への責任を果たしていかなければならない。改めて市が行うべきことを問い直し、事業を取捨選択し、行政資源配分を最適化することに正面から取り組む必要がある。

歳入面に関して、令和5年度に策定した中期財政計画の試算では、市税について、令和10年度までは総額 61 億円程度(令和4年度決算約 65.7 億円)で推移する見込みである。また、公共施設や学校施設の長寿命化事業、道路の新設改良事業等を計画的に行うため、公共施設等整備基金や教育施設整備基金、交通対策促進基金などを取り崩して活用することから、繰入金は増加傾向で推移すると推計している。令和5年度は、物価高騰という要素があったものの、米原市になってから初めて、当初予算において財政調整基金を取り崩して編成したものとなったが、今後も財源調整および市債償還のために財政調整基金および市債管理基金から一定の繰入れを検討せざるを得ない状況となっている。人件費、扶助費および公債費といった義務的経費は増加傾向が続き、投資的経費も高止まりとなる見込みであることから、歳出の抑制とともに積極的な財源確保にも努めていかなければならない。

4 令和6年度施策構築の基本方針

令和6年度の施策構築に当たっての方向性は、「令和6年度施策構築のポイント（骨格指針）」（令和5年8月7日付けインフォメーション掲載。以下「骨格指針」という。）に示したとおりであり、方向性につながるポイントを踏まえた施策について全庁的に取り組む。予算編成に当たっては、改めて骨格指針を参照されたい。

骨格指針に示した令和6年度の方向性

1. 若者の定着と回帰

- ポイント1 ・「働く場」の創出と「担い手」人材の育成
 - ・若者・子育て世帯等の負担軽減
 - ・シビック・プライド（愛郷心）の醸成

2. 人と環境の関わりを見つめなおした、持続可能なまちづくり

- ポイント2 ・脱炭素地域づくりの推進
 - ・市民、事業者等との協働・実践による“水源の里まいばら”の価値創造
 - ・伊吹山の災害復旧と保全再生

3. 将来人口を見据えた健全な行財政運営

- ポイント3 ・DX推進による市民サービスの充実と施設管理の合理化・効率化
 - ・公共施設等総合管理計画の推進と未利用財産の積極的な処分
 - ・ゼロベースでの事業見直しと財源確保
 - ・エビデンス（証拠・根拠）に基づく施策の立案

共通事項

- ポイント4 ・市民に伝わる情報戦略
 - ・市民の『いいね！』が増える情報伝達

5 予算編成の基本方針

本市は、人と自然が共生して命の水を育む「水源の里」として、長年にわたり人々の営みを通じて地域の資源が守られ、美しい自然や伝統文化が大切に引き継がれてきた。しかし、今、人口減少の進展、気候変動による異常気象や災害の頻発などにより、こうした米原市の素晴らしさを残していけるのか、失ってしまうのかの大きな分岐点を迎えていると言える。

今後も、美しい自然、輝かしい歴史や特色ある文化を守りながら、市民が誇りを持てる魅力あるまちとして成長していけるよう、令和6年度予算編成に当たっては、骨格指針に示した方向性に沿った予算要求については重点的な予算配分を検討するとともに、次の4つの柱を基本方針として掲げる。本市が直面している現在の状況をしっかりと認識し、地域の実態について十分な分析を行った上で、施策構築、予算要求の根拠をデータで示し、説明責任を果たしていくことを共通した姿勢とする。

(1) 既存事業の転換・再構築

人口減少や気候変動による異常気象、災害の頻発等の諸課題に加え、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした社会の変化、DX、GXの推進が求められるなど、社会環境は急速に大きく変化してきている。こうした時代の転換点を迎えている中、これからも市民に適切な公共サービスを提供していくには、社会や時代の変化に即した大胆な既存事業の転換・再構築が不可欠であり、既存事業の見直しにより生み出される財源を新たな行政需要に配分していく必要がある。

制度創設から期間が経過している事業について、漫然と前例を踏襲するのではなく、国県制度の充実や公共の担い手の多様化等の社会経済情勢の変化、事業成果、事業効果などを点検し、より踏み込んだ既存事業の転換・再構築を検討すること。特に、前例踏襲的に予算計上されてきた経費については、支出根拠を明確にした上で、その必要性および内容について今一度精査すること。

(2) 持続可能なまちづくり

人口減少が進展しても安心して市民が暮らしていけるよう、地域コミュニティが維持していけるように、まちの将来ビジョンを市民と共有しながら持続可能な地域づくりを市民とともに進めていく。行政だけでなく、多様な主体がそれぞれの資源等を生かし、互いに役割分担することで地域を支えていける仕組みの基礎を整えていく。

また、行政運営についても人口減少を見据えた変革を進めていかなければならないことから、DXを推進し、行政サービスの充実と業務の効率化を図る。

(3) 歳入に見合った予算

先述のとおり、予算編成においては相当の財源不足が見込まれることから、予算要求段階から事業の取捨選択、既存事業内容の見直しと精査に徹底して取り組む。継続的に執行してきた経費についても必要性について必ず再点検を行うこととする。新規事業の創設および既存事業の拡充を行う場合は、各部局において既存事業の廃止や縮小等の精査を行うことで事業費を捻出することを必ず検討すること。

また、国県補助金の獲得に向け、国や県の動向を捉えて積極的に行動するとともに、補助金の最大限の活用をはじめ、ふるさと納税、企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディング、広告事業収入、未利用財産の処分、公有財産の貸付けなど歳入の拡充に取り組むこと。特に、ふるさと納税については、本市の魅力をしっかりと発信するとともに、例えば全庁的に知恵を出し合うなど工夫し、更なる拡充を目指すこと。

(4) 将来世代への責任

本市の自然や歴史文化を象徴する伊吹山が、地球温暖化の進展による積雪の減少やニホンジカの

急増により、固有植物や絶滅危惧種が絶滅の危機に瀕し、斜面の裸地化による土砂流出の拡大により危機的な状況となっている課題に対して、令和 12 年（2030 年）の植生復元に向けた各種取組を迅速に進めること。また、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出抑制の動きを加速させるため、脱炭素の推進に全庁的に取り組むこと。

施設設備の老朽化に伴う高額な設備投資が予算を圧迫してきていることから、将来世代の負担を軽減していくためにも、各所属において公共施設等総合管理計画に基づく施設のスリム化、最適化を前倒して進める動きを作るとともに、計画に記載がなくとも将来の公共施設等の在り方について危機感を持って検討すること。

— 予算編成に当たっての事業費、財源調整 —

予算編成に当たっての事業費調整、財源調整については、次のとおり対応することとする。

▽一件査定方式

予算要求内容をゼロベースで確認しつつ、全体の予算規模の調整を図るため、令和 6 年度予算編成についても、一件査定方式によることとする。予算要求に当たっては、歳入・歳出予算を過大・過少に見積もることがないようにするとともに、熟度不足の要求、根拠が不明確な要求および将来世代に対して過度の負担が見込まれる要求は厳に慎むこと。各部局における内部査定機能を発揮させ、①ビルドアンドスクラップの促進、②事業部門の視点に立った効率的かつ効果的な財政運営、③自主性・自律性の確保とコスト意識の向上に留意した予算要求を行うこと。

▽改革予算の推進

例えば、観光交流施設の運営にコンセッション方式を導入するに当たり、事業導入可能性調査を実施したように、積極的な事業転換を図ることを前提とする中で、一時的に経費を要しても、数年以内のトータルコスト（一般財源ベース）を比較した際に歳出削減効果や歳入増収効果が見込まれる事業については、査定上の考慮を行うため、数値的根拠を明確にした上で予算要求を行うこと。

また、ブランド力調査や業務の棚卸しの実施に関する経費などを一例として、既存事業の有効性を調査するための経費や、更なる合理化を図るために必要な経費がある場合も、必要性を明確にした上で予算要求を行うこと。

▽普通建設事業の平準化調整

長寿命化計画に基づく施設改修、大規模な設備更新について、基金残高や全体事業費を考慮し平準化の調整を行うことも視野に入れる。このため、普通建設事業については、優先順位を明確にした上で、予算要求を行うこと。

— その他の留意点 —

▽令和 6 年度施策構築に当たっての方向性を示す「骨格指針」、市長と各部長等が政策的な議論を深めた政策課題 3 役協議（オータム）を踏まえて発出する「政策課題 3 役協議指示事項」等を的確

に反映した予算要求を行うこと。

▽第2次総合計画、第2期総合戦略、第4次行財政改革大綱に掲げる目標、基本方針、各分野別計画に沿った予算要求を行うこと。

▽決算特別委員会での議論において検討すると回答したものについては十分検討し、その結果、予算編成および行財政運営に反映させる必要がある場合は適切に対応すること。また、懸案事項については、同様の指摘が繰り返されないよう、課題解決に取り組むこと。

▽予算要求までに部局間の連携調整、政策推進課との政策調整を終えておくこと。調整不足で熟度が低い状態の予算要求は一切認めない。

▽予算が職員全体で作り上げたものとなるよう、予算要求に当たっては必ず若手職員も含めた協議を行うこと。

▽補助事業の実施効果を高めるためにも、予算年度の早期から事業の実施ができるよう、補助金、交付金の制度設計をしっかりと固めた予算要求を行うこと。

▽概算要求段階でシステム入力した要求内容が本要求に移行されるようにしており、予算編成業務の平準化を図るとともに、生み出された時間を活用し、計画的に関連部局との事業調整を徹底すること。

6 特別会計および企業会計について

特別会計および企業会計の予算編成に当たっては、各会計の経営状況や諸課題を的確に捉え、適切な予算を見積もること。

特に、使用料、保険料等の受益者負担の適正化を基本に財源の確保を図るとともに、将来にわたる収支見通しに基づく経費の節減、合理化に努めること。あわせて、一般会計からの繰出金は繰出基準を明確にし、各会計の健全化を図る具体的な取組を進めること。

なお、駐車場事業特別会計は令和5年度末をもって廃止する。

(1) 国民健康保険事業特別会計

現在策定が進められている第3期県国保運営方針の内容との整合性を図るとともに、被保険者の負担増と保険料水準の統一という両方の観点から被保険者に理解が得られる保険税率の設定とすること。また、被保険者数の推移、医療費の見込みについて検証し、関連部局との連携による医療費適正化に向けた取組を推進する予算を見積もること。

(2) 介護保険事業特別会計

現在策定中の第9期介護保険事業計画の方向性と予算との整合を図り、受益者負担の適正化および特別会計の安定運営に向けた考え方を予算に反映すること。給付費については、伸び率等について詳細な分析に基づき見積もるとともに、サービスの適正化に向けた検討を行うこと。

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

被保険者数の推移、医療費の見込みについて検証するとともに、関連部局との連携による医療費適正化に向けた取組を提案し、引き続き保険者インセンティブを有効活用できるよう、積極的に取り組む予算を見積もること。

(4) 水道事業会計

安定した水道水供給のため、水道施設の整備を計画的に進めるとともに、有収率向上のための適正な予算を見積もること。特に、老朽化した施設や管路の更新および耐震化は計画的に進めること。

(5) 下水道事業会計

下水道経営戦略の方向性と予算との整合を図り、施設の長寿命化対策、耐震化対策、農業集落排水施設の公共下水道への接続などの事業計画を踏まえた中長期的な財政収支見通しの上で、予算編成に取り組むこと。